

宝達志水町建設工事の最低制限価格の算定方法の改正

工事種別	算出方法
土木工事	直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%
	一般管理費 × 68%
	※上記4項目の合計額に消費税を加算する

工事種別	算出方法
建築工事 設備工事	(直接工事費 × 90%) × 97%
	共通仮設費 × 90%
	(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 90%
	一般管理費 × 68%
	※上記4項目の合計額に消費税を加算する

※下線は改正部分

上記により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

上記の規定にかかわらず、町長において必要があると認めるときは、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

令和4年4月1日以降に、入札公告または指名競争入札執行通知を行う工事より適用する。